事業事前評価表

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア・第四課

１．案件名（国名）

国名：ミャンマー連邦共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

２．事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

ミャンマー国（以下ミャンマーという。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

1) 法律

市場経済化を推進するミャンマーにとって、経済の対外開放を促すための民間活力の導入や外資の誘致は必須であり、これらの関連法及び諸制度の整備に対応する専門的な人材の育成が急務である。加えて、「法の支配」の実現に向けて法務長官組織等の司法機関等、法曹界全体の底上げを担う人材の育成も必要である。ミャンマー政府が更なる民主化プロセスや「法の支配」を推し進め、経済発展を遂げるために必要な人材育成を行うことは意義が高い。

2) 公共政策/行政

新政権発足後、ミャンマー政府は、民主化、市場経済化の推進、農村開発・貧困削減に取り組む方針を示し、新たな取り組みを始めている。このような動きを更に促進するためにも、公共政策・行政分野の人材育成の必要性は高い。

3) 経済

ミャンマー政府は、市場経済化や投資促進を目標に掲げ、今後の経済発展についての議論を活発化させている。他方、国営企業による財政への負荷、未発達な金融機関、貿易の妨げとなる輸出入制度等、ミャンマー経済は未だ多くの課題を抱えている。このため、適切なマクロ経済の運営、国際金融市場への対応、産業育成・貿易振興等、市場経済に対応できる人材の育成が急務である。

4) 国際関係論/国際関係法

ミャンマーの社会・経済開発のため、今後諸外国との関係が拡大する中で発生する諸問題への対応が必要となる。このため、国際関係や国際関係法の知識を有する人材育成の必要性は高い。

5) 農業・農村開発

ミャンマー政府は、農業開発を食料安全保障、社会・経済開発の上で重視し、農村の貧困緩和と併せて官民連携の下で農業生産性向上、高付加価値化を目指している。このため、農業国であるミャンマーにおいて農業政策立案に係る人材の育成が急務である。

6) 情報技術（ICT）

ミャンマーが市場経済化を促進し、グローバル化の潮流から取り残されないためには、ICT 関連のインフラ整備及び技術者の育成は必要不可欠である。他方、ミャンマーの大学における ICT 教育は座学が中心で演習の機会も限られているため、大学を卒業しても産業界で即戦力となり得る人材が不足しており、同分野の人材育成の必要性は高い。

7) 運輸/交通

ミャンマーは、諸外国からの投資、資金援助、技術支援が長年滞っていたこともあり、経済社会基盤が極端に不足している。今後諸外国による投資の急増が予測される中、それに対応する交通インフラ整備が不可欠であり、そのために行政が主要な役割を果たす必要があることから、同分野における人材育成が急務である。

8) 電力/エネルギー/天然資源

ミャンマーでは、既存電力整備の老朽化、火力発電用の燃料の不足等のため、特にヤンゴン都市圏での電力需給が逼迫している。係る背景の下、エネルギー政策の中でエネルギー効率利用を重点項目に掲げ、特に都市圏へのエネルギー供給事情の改善に高い優先度をつけて取り組んでおり、同分野に係る人材育成が急務である。また、天然資源・鉱物資源開発においても中長期的なエネルギー供給計画を踏まえた開発や安定的な供給、安全性や環境を考慮した開発等を行うためにも、専門的知見を有する人材の育成が必要である。

9) 都市開発計画

現在ミャンマーでは、農村部から都市部への大規模な人口流入等により都市部の急速な拡大が進んでいる。他方、都市生活を支えるインフラ施設の老朽化等のため、ヤンゴン市を中心とする都市は住民の生活及び経済活動を十分支えきれておらず、今後更なる都市化に対応するためにも、包括的な都市計画の策定及び計画実現等の取組みに資する人材の育成は重要である。

10) 防災

ミャンマーでは、2009 年に国家防災計画にあたる Myanmar Action Plan for Disaster Risk Reduction (MAPRDRR)の策定以降、防災分野の制度整備を行うと共に、防災法の施行も予定されている。今後の同法に基づく防災行政の強化及び地方での整備のためには、防災法実施のための細則策定や防災体制の確立等を担う人材の育成が急務である。

11) 教育政策/行政

ミャンマー政府は、次期国家総合開発計画の策定に呼応する形で国家教育促進 20 年長期計画及び教育セクターの開発計画を策定するとともに、基礎教育及び高等教育関連法の改定、学生制度の見直し等、抜本的な教育改革に向けた取組みを進めている。このため、教育政策・行政に係る人材の育成は極めて重要である。

12) 保健政策・行政

ミャンマーでは、医療サービスへのアクセスの悪さ（施設不備、人材不足、医療費等）が大きな課題であり、この状況を改善するため、ミャンマー政府は保健医療分野の予算を増額している。他方、急増する予算と開発パートナーからの支援に対応する行政能力の不備のため効率的且つ効果的な政策の策定や実施等が行われていない状況にあり、同分野に係る人材の育成は急務である。

(3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

2012 年 4 月に制定された我が国の対ミャンマー経済協力方針の 3 本柱である①「国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域の開発を含む）」、②「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む）」、③「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」の下、各開発課題は以下のように設定されている。

1) 法律

前述の対ミャンマー支援方針②の下、我が国は法制度運用能力等の支援を実施しており、本事業はミャンマーの法制度を整備・運用する人材の能力向上に資する。

2) 公共政策/行政

前述の対ミャンマー支援方針②の下、我が国は行政手続きの効率性・透明性向上に向けた支援をしており、本事業はミャンマーの行政を担う人材の能力向上に資する。

3) 経済

前述の対ミャンマー支援方針②を実施することとしており、本事業はミャンマーの経済・社会を支える人材の能力向上に資する。

4) 国際関係論/国際関係法

我が国は、2009 年より日本・メコン地域諸国首脳会議を主催するなど、ミャンマーを含むメコン域内の連結性及び他地域との連結性を強化し、国際社会におけるメコン地域の地位向上を支援している。本事業は、対ミャンマー支援方針②の下、国際関係構築・強化を担う人材の能力向上に資する。

5) 農業・農村開発

前述の対ミャンマー支援方針①を実施することとしており、本事業はミャンマーの農業開発を支える人材の能力向上に資する。

6) 情報技術（ICT）

前述の対ミャンマー支援方針②及び③を実施することとしており、本事業は情報技術人材の能力向上支援を通し、産業技術者育成に貢献する。

7) 運輸/交通

前述の対ミャンマー支援方針②及び③を実施することとしており、本事業はミャンマーの運輸/交通の整備を支える人材の能力向上に資する。

8) 電力/エネルギー/天然資源

前述の対ミャンマー支援方針②及び③を実施することとしており、本事業はミャンマーの電力/エネルギー/天然資源の開発を担う人材の能力向上に資する。

9) 都市開発計画

前述の対ミャンマー支援方針②及び③の下、我が国は包括的な都市開発計画の策定・実現を支援しており、本事業はミャンマーの都市開発計画を担う人材の能力向上に資する。

10) 防災

前述の対ミャンマー支援方針①を実施することとしており、本事業はミャンマーの防災体制等の確立を担う人材の能力向上に資する。

11) 教育政策/行政

前述の対ミャンマー支援方針②の下、我が国はミャンマー政府による教育セクターのレ

ビュー等を支援しており、本事業はミャンマーの教育政策・行政を担う人材の能力向上に資する。

12) 保健政策・行政

前述の対ミャンマー支援方針①の下、我が国は保健インフラ整備や保健従事者の育成等を支援しており、本事業はミャンマーの保健政策・行政を担う人材の能力向上に資する。

(4) 他の援助機関の対応

特になし。

３．事業概要

(1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得(修士)を通じ、ミャンマーの社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、公務員等を対象に最大 44 名の留学生が、我が国大学院において、ミャンマーにおける優先開発課題の分野で学位取得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 4.68 億円（概算協力額（日本側）：4.68 億円、ミャンマー側：0 円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2014 年 5 月～2019 年 12 月を予定（計 68 ヶ月）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、ミャンマーにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、ミャンマー国政府関係者(教育省等)及び日本側関係者(在外公館、JICA在外事務所等)で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② 影響と緩和・軽減策：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：該当なし。

3) 社会開発促進(ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等)：該当なし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

該当なし。

(9) その他特記事項

該当なし。

４．外部条件・リスクコントロール

⑴事業実施のための前提条件

特になし。

⑵プロジェクト全体計画達成のための外部条件

① ミャンマー政府の人材育成に対する政策が変更されない。

② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。

③ 留学生が帰国後、所属先を離職しない。

５．過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

⑴ 類似案件の評価結果

ミャンマーにおける人材育成支援無償の募集・選考は、ミャンマー政府による推薦制を採用しているが、毎年推薦を辞退する省庁が発生し、推薦枠の振替にかかる調整コストは大きく、募集選考スケジュールにも一部影響を及ぼしている。

⑵ 本事業への教訓

上記５（１）の状況を踏まえ、本事業実施の際には、過去に辞退した省庁に対して理由等を聞き取り、募集・選考に反映させ、事業実施の効率化を図る。

６．評価結果

以下の内容により本事業の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

⑴ 妥当性

本事業は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、ミャンマーにおける共通した重要課題であり、また、当事業はミャンマー開発計画およびミャンマーに対する我が国援助計画とも合致している。
- 公務員等を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

⑵ 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値（2014 年）	目標値（2019 年）
留学する学生数（人）	0	44
留学生の学位取得率（%）[1]	0	95

[1] 学位取得率については、4.(2)に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例は母数に含めない。

2) 定性的効果

・ 留学生の研究能力・政策立案能力・事業運営管理能力が向上する。
・ 留学生が帰国後、所属する機関において、留学によって得た知識を用いて政策の立案や実施に関わる。
・ 日本とミャンマーとの友好関係の基盤が強化される。

７．今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6.(2) 1)のとおり。

(2) 今後のモニタリングのとりまとめ時期

6. (2) 1)に記載の目標年。ただし定性的効果については、3 年に 1 度調査を行い、取りまとめる。

以　上